

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別表第3
新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例					○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例				
昭和62年7月1日条例第34号					昭和62年7月1日条例第34号				
別表第3（第4条―第6条関係）					別表第3（第4条―第6条関係）				
地区整備 計画の名称	計画 地区	ア 建築物の容積 率の最高限度	イ 建築物の建ぺ い率の最高限 度	ウ 建築物の敷地 面積の最低限 度	地区整備 計画の名称	計画 地区	ア 建築物の容積 率の最高限度	イ 建築物の建ぺ い率の最高限 度	ウ 建築物の敷地 面積の最低限 度
<u>(削除)</u>					<u>東京都市 計画世田 谷西部地 域大蔵・喜 多見地区 地区整備 計画</u>	地区 整備 計画 の区 域	10分の8。た だし、次の 場合は、こ の限りで ない。 (1) 建 築物の敷 地に接す る区画道 路（計画 書に示す 区画道路 をいう。以 下この表 において 同じ。）又 は都市計 画道路（都 市	10分の4。た だし、次の 場合は、こ の限りで ない。 (1) 建 築物の敷 地に接す る区画道 路又は都 市計画道 路の部分 が道路と して整備 された当 該敷地に 建築する 場合	100㎡。た だし、次 の場合は、 この限り でない。 (1) 建 築物の敷 地に接す る区画道 路又は都 市計画道 路の部分 が道路と して整備 された当 該敷地に 建築する 場合

改正後							改正前						
										計画法第 11条第1 項の規定 により都 市計画施 設として 定められ た道路を いう。以下 この表に おいて同 じ。)の部 分(建築物 の敷地が 2以上の 区画道路 及び都市 計画道路 に接する 場合は、そ れぞれの 区画道路 及び都市 計画道路 の部分と する。以下 この表に おいて同			

改正後							改正前						
									じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合				
									(2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この表において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合		
									(3) 次の公告のあ	(3) 土地区画整理	(3) 土地区画整理		

改正後							改正前						
										った区域 （以下こ の表にお いて「土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあっ た区域」と いう。）に 建築する 場合（建築 物の敷地 が当該区 域に係る 事業計画 に定めら れた公共 施設とし ての道路 （以下こ の表にお いて「土地 区画整理 道路」とい う。）に接 する場合 又は当該	事業の認 可等の公 告のあっ た区域に 建築する 場合（建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると きに限る。 この場合	事業の認 可等の公 告のあっ た区域に 建築する 場合（建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると きに限る。 この場合	

改正後							改正前						
										敷地内に 土地区画 整理道路 がある場 合におい ては、区長 が交通上、 安全上、防 火上及び 衛生上支 障がない と認めた 建築物を 建築する ときに限 る。この場 合におい て、当該敷 地のうち 土地区画 整理道路 に係る部 分の面積 は、敷地面 積又は敷地 の部分の 面積に算 入しな	において、 当該敷地 のうち土 地区画整 理道路に 係る部分 の面積は、 敷地面積 又は敷地 の部分の 面積に算 入しない ものとする。)	において、 当該敷地 のうち土 地区画整 理道路に 係る部分 の面積は、 敷地面積 又は敷地 の部分の 面積に算 入しない ものとする。)	

改正後							改正前						
										いものとする。)			
										ア 土地			
										区画整			
										理法第			
										9条第			
										3項の			
										規定に			
										よる土			
										地区画			
										整理事			
										業の施			
										行につ			
										いての			
										認可の			
										公告及			
										び同法			
										第10条			
										第3項			
										の規定			
										による			
										事業計			
										画の変			
										更につ			
										いての			
										認可の			
										公告			
										イ 土地			

改正後							改正前						
											区画整 理法第 21条第 3項の 規定に よる土 地区画 整理組 合の設 立につ いての 認可の 公告及 び同法 第39条 第4項 の規定 による 事業計 画の変 更につ いての 認可の 公告 ウ 土地 区画整 理法第 51条の		

改正後							改正前						
										9 第 3 項の規 定によ る土地 区画整 理事業 の施行 につい ての認 可の公 告及び 同法第 51条の 10第 2 項の規 定によ る事業 計画の 変更に ついて の認可 の公告 エ 土地 区画整 理法第 55条第 9 項及 び第69			

改正後							改正前						
										条第7 項の規 定によ る事業 計画の 決定の 公告並 びに同 法第55 条第13 項及び 第69条 第10項 の規定 による 事業計 画の変 更の公 告 オ 土地 区画整 理法第 71条の 3 第11 項の規 定によ る施行 規程及			

改正後							改正前						
										び事業 計画の 認可の 公告並 びに同 条第15 項の規 定によ る施行 規程及 び事業 計画の 変更の 認可の 公告			
備考							備考						
1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。							1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。						
2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。							2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。						